

流水占用料の基本的な考え方

事業者があらたに施設等を設置する場合、河川法第 32 条に基づき都道府県知事が占用料を徴収することとされています。本事業においては、大阪府流水占用料等条例に基づき大阪府が土地の占用料を算定します。

なお、この資料は、提案していただくにあたっての参考資料として、大阪府流水占用料等条例（平成十二年三月三十一日大阪府条例第二十八号）による占用料の基本的な考え方をまとめたものです。

(1) 占用許可に伴う大阪府流水占用料

東横堀川は、大阪府流水占用料等条例別表第 2 における「一等地」に区分されます。

飲食店、売店その他これらに類する物を設置するもの	年額 7,900 円/㎡
突出看板、広告看板その他これらに類する物を設置するもの	
台船、浮棧橋その他流水面におけるこれらに類する物を設置するもの (集客施設を有するものに限る。)	
橋りょう、棧橋、上屋その他これらに類する物を設置するもの	年額 3,570 円/㎡
台船、浮棧橋その他流水面におけるこれらに類する物を設置するもの (集客施設を有するものを除く。)	年額 1,785 円/㎡
工作物（舗装を含む。）の設置を伴わないもの（物揚場等）	年額 705 円/㎡
球技広場、運動場その他これらに類する物を設置するもの	年額 105 円/㎡

※上記に示す適用区分については、大阪府が事業内容に応じて判断するものであり、事業者との交渉により決定するものではありません。

※占用期間が 1 年未満の場合は月割計算となります。

(2) 占用許可面積にかかる流水占用料の算出方法について

占用許可面積は、各施設が占有する土地の面積とし、その用途ごとに適用単価を決定します。（提案の際には、用途毎の面積内訳を明らかにしてください。）

また、占用許可の建築物が 2 階層以上（地階を含む）で、各階層で営業施設（年額 7,900 円/㎡）とその他の施設（年額 3,570 円/㎡）の用途が異なる場合は、総合的に判断し大阪府が単価の適用を決定します。

※上記のほか、占用の種類に応じて、大阪府流水占用料が必要となります。なお、大阪府流水占用料は今回の募集時点の単価であり、本要項の公表後、予告なく改正される場合があります。

(3) 大阪府流水占用料の算定について

河川管理者（大阪市）が事業者に対して河川占用許可を交付した際、河川管理者から大阪府あてに通知を行います。河川管理者が通知した占用許可内容に応じて、大阪府が占用料を算定します。